



福島医発第2440号(地)

平成27年12月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医に係る
専門医の資格の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医につきましては、その要件として①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること、または②都道府県知事（小児慢性特定疾病の場合は都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長）が行う研修を修了していることとされているところであります。

今般、上記①に関し、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件」（平成27年11月18日 厚生労働省告示第444号）および「児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件」（平成27年11月18日 厚生労働省告示第445号）が告示されるとともに、同日付で関係通知（添付資料をご参照）の一部が改正された旨、日本医師会より通知がありました。

今般の改正は、平成26年5月7日に一般社団法人日本専門医機構が発足したことを受け、当該学会名及び当該学会が認定する専門医資格の名称について当該告示に追加されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

《添付資料》

[難病指定医関係]

1. 官報 第6659号(厚生労働省告示第444号)
2. 「指定医の指定について」の一部改正について
(平27. 11. 18 健難発1118第1号 厚生労働省健康局難病対策課長)
3. 「指定医の指定」について(改正後全文)
(平26. 11. 21 健疾発1121第1号 厚生労働省健康局疾病対策課長)

[小児慢性特定疾病指定医関係]

1. 官報 第6659号(厚生労働省告示第445号)
2. 「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について
(平27. 11. 18 健難発1118第2号 厚生労働省健康局難病対策課長)
3. 小児慢性特定疾病指定医の指定について(改正後全文)
(平成26. 12. 11 雇児母発1211第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)

平成27年11月26日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広己

道永 麻里

難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医に係る専門医の資格の一部改正について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医につきましては、その要件として①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること、または②都道府県知事（小児慢性特定疾病の場合は都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長）が行う研修を修了していることとされているところであります。

今般、上記①に関し、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件」（平成27年11月18日 厚生労働省告示第444号）および「児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件」（平成27年11月18日 厚生労働省告示第445号）が告示されるとともに、同日付で関係通知（添付資料をご参照）の一部が改正されたのでご連絡申し上げます。

今般の改正は、平成26年5月7日に一般社団法人日本専門医機構が発足したことを受け、当該学会名及び当該学会が認定する専門医資格の名称について当該告示に追加されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

[難病指定医関係]

1. 官報 第6659号（厚生労働省告示第444号）

2. 「指定医の指定について」の一部改正について
(平 27. 11. 18 健難発 1118 第 1 号 厚生労働省健康局難病対策課長)
3. 「指定医の指定」について (改正後全文)
(平 26. 11. 21 健疾発 1121 第 1 号 厚生労働省健康局疾病対策課長)

[小児慢性特定疾病指定医関係]

1. 官報 第 6659 号 (厚生労働省告示第 445 号)
2. 「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について
(平 27. 11. 18 健難発 1118 第 2 号 厚生労働省健康局難病対策課長)
3. 小児慢性特定疾病指定医の指定について (改正後全文)
(平 26. 12. 11 雇児母発 1211 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)

○厚生労働省告示第四百四十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十五条第一項第一号イの規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表中「日本頭頸部外科学会」を「日本頭頸部外科学会」に、「頭頸部がん専門医」を「頭頸部がん専門医」に、「小児神経科専門医」を「小児神経専門医」に改め、同表に次のように加える。

日本専門医機構

総合内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医

形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
消化器病専門医
循環器専門医
呼吸器専門医
血液専門医
内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
糖尿病専門医
腎臓専門医
肝臓専門医
アレルギー専門医
感染症専門医
老年病専門医
神経内科専門医
消化器外科専門医
呼吸器外科専門医
心臓血管外科専門医
小児外科専門医
リウマチ専門医
小児循環器専門医
小児神経専門医
小児血液・がん専門医
周産期専門医
婦人科腫瘍専門医
生殖医療専門医
頭頸部がん専門医
放射線治療専門医
放射線診断専門医
手外科専門医
脊椎脊髄外科専門医
集中治療専門医

健難発 1118 第 1 号
平成 27 年 11 月 18 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定医の指定について」の一部改正について

本日、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 444 号）が告示され、同日から適用されたところである。

このため、標記「指定医の指定について」（平成 26 年 11 月 21 日付け健疾発 1121 第 1 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別紙)

新	旧																																																								
別表 1	別表 1																																																								
厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格	厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格																																																								
<table><tr><th>認 定 機 関</th><th>専 門 医 の 資 格</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本小児循環器学会</td><td>小児循環器専門医</td></tr><tr><td>日本小児神経学会</td><td><u>小児神経専門医</u></td></tr><tr><td>日本小児血液・がん学会</td><td>小児血液・がん専門医</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本集中治療医学会</td><td>集中治療専門医</td></tr><tr><td rowspan="25"><u>日本専門医機構</u></td><td><u>総合内科専門医</u></td></tr><tr><td><u>小児科専門医</u></td></tr><tr><td><u>皮膚科専門医</u></td></tr><tr><td><u>精神科専門医</u></td></tr><tr><td><u>外科専門医</u></td></tr><tr><td><u>整形外科専門医</u></td></tr><tr><td><u>産婦人科専門医</u></td></tr><tr><td><u>眼科専門医</u></td></tr><tr><td><u>耳鼻咽喉科専門医</u></td></tr><tr><td><u>泌尿器科専門医</u></td></tr><tr><td><u>脳神経外科専門医</u></td></tr><tr><td><u>放射線科専門医</u></td></tr><tr><td><u>麻酔科専門医</u></td></tr><tr><td><u>病理専門医</u></td></tr><tr><td><u>臨床検査専門医</u></td></tr><tr><td><u>救急科専門医</u></td></tr><tr><td><u>形成外科専門医</u></td></tr><tr><td><u>リハビリテーション科専門医</u></td></tr><tr><td><u>消化器病専門医</u></td></tr><tr><td><u>循環器専門医</u></td></tr><tr><td><u>呼吸器専門医</u></td></tr><tr><td><u>血液専門医</u></td></tr><tr><td><u>内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医</u></td></tr><tr><td><u>糖尿病専門医</u></td></tr><tr><td><u>腎臓専門医</u></td></tr></table>	認 定 機 関	専 門 医 の 資 格	(略)	(略)	日本小児循環器学会	小児循環器専門医	日本小児神経学会	<u>小児神経専門医</u>	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	(略)	(略)	日本集中治療医学会	集中治療専門医	<u>日本専門医機構</u>	<u>総合内科専門医</u>	<u>小児科専門医</u>	<u>皮膚科専門医</u>	<u>精神科専門医</u>	<u>外科専門医</u>	<u>整形外科専門医</u>	<u>産婦人科専門医</u>	<u>眼科専門医</u>	<u>耳鼻咽喉科専門医</u>	<u>泌尿器科専門医</u>	<u>脳神経外科専門医</u>	<u>放射線科専門医</u>	<u>麻酔科専門医</u>	<u>病理専門医</u>	<u>臨床検査専門医</u>	<u>救急科専門医</u>	<u>形成外科専門医</u>	<u>リハビリテーション科専門医</u>	<u>消化器病専門医</u>	<u>循環器専門医</u>	<u>呼吸器専門医</u>	<u>血液専門医</u>	<u>内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医</u>	<u>糖尿病専門医</u>	<u>腎臓専門医</u>	<table><tr><th>認 定 機 関</th><th>専 門 医 の 資 格</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本小児循環器学会</td><td>小児循環器専門医</td></tr><tr><td>日本小児神経学会</td><td><u>小児神経科専門医</u></td></tr><tr><td>日本小児血液・がん学会</td><td>小児血液・がん専門医</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本集中治療医学会</td><td>集中治療専門医</td></tr><tr><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr></table>	認 定 機 関	専 門 医 の 資 格	(略)	(略)	日本小児循環器学会	小児循環器専門医	日本小児神経学会	<u>小児神経科専門医</u>	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	(略)	(略)	日本集中治療医学会	集中治療専門医	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
認 定 機 関	専 門 医 の 資 格																																																								
(略)	(略)																																																								
日本小児循環器学会	小児循環器専門医																																																								
日本小児神経学会	<u>小児神経専門医</u>																																																								
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医																																																								
(略)	(略)																																																								
日本集中治療医学会	集中治療専門医																																																								
<u>日本専門医機構</u>	<u>総合内科専門医</u>																																																								
	<u>小児科専門医</u>																																																								
	<u>皮膚科専門医</u>																																																								
	<u>精神科専門医</u>																																																								
	<u>外科専門医</u>																																																								
	<u>整形外科専門医</u>																																																								
	<u>産婦人科専門医</u>																																																								
	<u>眼科専門医</u>																																																								
	<u>耳鼻咽喉科専門医</u>																																																								
	<u>泌尿器科専門医</u>																																																								
	<u>脳神経外科専門医</u>																																																								
	<u>放射線科専門医</u>																																																								
	<u>麻酔科専門医</u>																																																								
	<u>病理専門医</u>																																																								
	<u>臨床検査専門医</u>																																																								
	<u>救急科専門医</u>																																																								
	<u>形成外科専門医</u>																																																								
	<u>リハビリテーション科専門医</u>																																																								
	<u>消化器病専門医</u>																																																								
	<u>循環器専門医</u>																																																								
	<u>呼吸器専門医</u>																																																								
	<u>血液専門医</u>																																																								
	<u>内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医</u>																																																								
	<u>糖尿病専門医</u>																																																								
	<u>腎臓専門医</u>																																																								
認 定 機 関	専 門 医 の 資 格																																																								
(略)	(略)																																																								
日本小児循環器学会	小児循環器専門医																																																								
日本小児神経学会	<u>小児神経科専門医</u>																																																								
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医																																																								
(略)	(略)																																																								
日本集中治療医学会	集中治療専門医																																																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																																								

新		旧	
認 定 機 関	専 門 医 の 資 格	認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
	<u>肝臓専門医</u>		
	<u>アレルギー専門医</u>		
	<u>感染症専門医</u>		
	<u>老年病専門医</u>		
	<u>神経内科専門医</u>		
	<u>消化器外科専門医</u>		
	<u>呼吸器外科専門医</u>		
	<u>心臓血管外科専門医</u>		
	<u>小児外科専門医</u>		
	<u>リウマチ専門医</u>		
	<u>小児循環器専門医</u>		
	<u>小児神経専門医</u>		
	<u>小児血液・がん専門医</u>		
	<u>周産期専門医</u>		
	<u>婦人科腫瘍専門医</u>		
	<u>生殖医療専門医</u>		
	<u>頭頸部がん専門医</u>		
	<u>放射線治療専門医</u>		
	<u>放射線診断専門医</u>		
	<u>手外科専門医</u>		
	<u>脊椎脊髄外科専門医</u>		
	<u>集中治療専門医</u>		

健疾発 1121 第 1 号
平成 26 年 11 月 21 日

[改正経過]

第 1 次改正 平成 27 年 11 月 18 日 健難発 1118 第 1 号

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定医の指定」について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する医師の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の申請等に係る事務取扱要領（別紙）を作成したので、特定医療の給付水準の確保、指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれても、これを参考としつつ遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定 医の指定に係る事務取扱要領

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領により行う。

第1 指定医の職務

指定医は、指定難病（法第5条第1項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

第2 指定医の区分

指定医は、規則第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、都道府県知事が、医師の申請に基づき、当該区分に応じ、指定すること。

1 難病指定医

難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者として、

- ① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。
- ② 臨床調査個人票（新規用及び更新用）の作成のために必要なものとして都道府県知事が行う研修（指定難病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を修得するためのもの）を修了していること。

2 協力難病指定医

協力難病指定医は、診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、臨床調査個人票（更新用）の作成のために必要なものとして都道府県知事が行う研修（指定難病の診断又は治療に関する一般的知識を修得するためのもの）を修了している者であって、かつ、更新のための臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

3 指定の経過的特例

都道府県知事は、平成29年3月31日までの間に限り、その申請に基づき、法の施行日（平成27年1月1日）において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに特定疾患治療研究事業に係る診断書を作成した実績があるなど、指定難病の診断及び治療に従事した経験を有する者として適切な医療を行うことができると認められる者を難病指定医に指定することができる。

ただし、当該難病指定医が、指定医であることを継続するためには、1の①の専門医の資格を有する難病指定医を除き、平成29年3月31日までに第5（1）の指定医の更新のための研修を受けなければならないものとし、当該難病指定医が、当該研修を平成29年3月31日までに受けなかった場合には、当該難病指定医の指定は平成29年4月1日以降はその効力を失ったこととすること。

第3 指定医の指定の申請

1 指定の申請の手続

（1）指定医の指定の申請を行おうとする医師は、別紙様式第1号に定める指定医指定申請書に、次に掲げる書類を添付して、主たる勤務地（当該医師が主として指定難病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）の都道府県知事に提出すること。

なお、指定医指定申請書の記載事項である主たる勤務地以外に勤務することのある医療機関については、申請を行おうとする者の可能な範囲で記載すること。

- ① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する経歴書（別紙様式第2号。専門医の資格を有する難病指定医の場合には、③の専門医資格を証明する書面で足りる。）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医の資格を証明する書面又は規則第15条第1項第2号若しくは第2項に規定する研修の課程を修了したことを証する書面（写しでも可）
- ④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

- (2) 指定医指定申請書に記載された個人情報については、指定医の指定や規則第21条に規定する公表、規則第15条第1項第1号ロ及び第2号に規定する研修の通知など、指定医制度の運用のためにのみ利用すること。

2 指定医の実務経験

- (1) 規則第15条第1項に規定する「診断又は治療に従事した経験」（以下「実務経験」という。）は、医療機関等において行った患者の診断又は治療（難病に対する診断や治療に限らない。）をいうものであること。
- (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとすること。
- ① 主として患者の診断又は治療に当たっていた期間を対象とするものとし、診断又は治療に全く当たっていない期間を除くこととすること。
 - ② 第2の1のとおり、臨床研修の期間を含むこととすること。
 - ③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療に当たった期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むものとすること。

3 指定医の研修

指定医の研修については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、都道府県が行うこととすること。また、都道府県は、必要に応じて、難病に係る専門的な知識の提供等を行うことができる医師会等に当該研修を委託することができることとすること。

(1) 難病指定医の養成のための研修

第2の1の②に規定する研修については、難病指定医の果たす役割について知識を習得できるような内容として、次の①から⑦までに掲げる事項について行うこと。

- ① 難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ④ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ⑤ 難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ⑥ 必要な検査の実施や、診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な他の難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習

得する内容とする。

- ⑦ 代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準、重症度分類、臨床調査個人票、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。

(2) 協力難病指定医の養成のための研修

第2の2に規定する研修については、協力難病指定医の果たす役割について知識を習得できるような内容として、次の①から⑥までに掲げる事項について行うこと。

- ① 難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ④ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ⑤ 難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ⑥ 必要な検査の実施や、診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。

第4 指定医の指定

1 指定

- (1) 都道府県知事は、指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書（別紙様式第3号）を当該指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。

- ① 医師氏名
- ② 診療に主に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 診療に主に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

- (2) 指定通知書に、次のとおり、別表 2 の都道府県番号 2 桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する難病指定医：S、研修を受けた難病指定医：T、経過的特例による難病指定医：P、協力難病指定医：C）、各都道府県が定める任意の番号 7 桁とを組み合わせた指定医番号を記載することとし、指定医が、指定難病の患者の臨床調査個人票を作成する際に、当該指定医番号を当該臨床調査個人票に記載させることにより、当該臨床調査個人票が指定医により作成されていることを確認できるようにすること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 桁 1 桁 7 桁
 別表 2 の都道府県番号 指定医区分 各都道府県が定める任意の番号
 (右詰で記入し、空欄部分に 0 を記入)

- (3) 指定医の指定は、平成 27 年 1 月 1 日の法の施行日前に行うことが可能であること。
- (4) 指定医の有効期間（法施行前に指定された日から法施行日までの期間を含む。）は、5 年を超えない期間とすること。
- (5) 第 2 の 3 の経過的特例に係る指定を行う場合には、都道府県知事は、指定通知書（別紙様式第 3 号）に、平成 29 年 3 月 31 日までの間に研修を受けることが必要であり、当該研修を受けなかった場合には、平成 29 年 4 月 1 日以降はその効力を失うことについて記載すること。
- (6) 各都道府県において、指定をした指定医の名簿等を備えて管理すること。

2 指定の申請の却下

- (1) 都道府県知事は、指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第 15 条に規定する要件を満たしていない場合には、当該医師を指定しないこととすること。
- (2) また、都道府県知事は、指定医の指定の申請を行おうとする医師が、第 2 の 1 又は 2 の要件を満たしている場合であっても、不適切な臨床調査個人票を作成したことがあるなど、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、指定医の指定をしないことができること。
- (3) 都道府県知事は、規則第 20 条の規定により指定医の指定を取り消された後 5 年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、規則第 15 条第 2 項に基づき、指定医の指定をしないことができること。
- (4) 都道府県知事は、指定をしないこととした場合には、その旨を記載し

た通知書を申請者に交付すること。

3 指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 指定医は、当該指定医が行った申請について、規則第 16 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に規定する事項に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「指定変更届出書」（別紙様式第 4 号）に指定通知書を添えて、当該指定医の指定をした都道府県知事に届け出ること。

「指定変更届出書」の提出を受けた都道府県知事は、当該届け出をした指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

- (2) 都道府県知事は、変更の届出があり、当該指定医に関して上記第 4 の 1 の (1) に基づき既に公表した事項に変更が生じた場合には、その旨を公表すること。

- (3) 指定医は、主として指定難病の診断を行う医療機関を、当該指定医の指定をした都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する医療機関に変更したとき又は変更しようとするときは、改めて、変更後の当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対して、新規の申請を、指定医指定申請書（別紙様式第 1 号）を提出することにより行うこと。併せて、変更前の当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該医療機関の変更があった旨を届け出ること。当該届出が行われた都道府県知事は、規則第 20 条第 4 項に基づき、当該指定医の指定を取り消すこと。

変更した後の当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請をした指定医に対し、指定通知書を交付するとともに、当該指定医に関して上記第 4 の 1 の (1) に基づき既に公表した事項であって、医療機関に関するものについて変更が生じた場合は、その旨を公表すること。

第 5 指定医の指定の更新

- (1) 専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は、指定医の指定を受けた日から 5 年を超えない日までの間に、難病指定医又は協力難病指定医の区分に応じ都道府県知事が行う研修を受けなければならないこと。ただし、当該 5 年を超えない日までに実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存すると都道府県知事が認めたときは、この限りでないこととする。

- (2) 専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医の指定の更新は、以下のとおりとすること。

- ① 5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。

- ② 指定の更新のために行う研修については、実務としての指定難病の患者の診断経験等も踏まえた内容とし、別に定める。
- (3) 専門医の資格を有する難病指定医の指定の更新については以下のとおりとすること。
 - ① 5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
 - ② 当該難病指定医は、指定の更新を行う際に、専門医の資格を有していることが必要であること。
 - ③ 当該難病指定医が、専門医の資格の更新をしなかった等の理由により当該専門医の資格を失った場合には、その旨を当該難病指定医の指定をした都道府県知事に届け出ること。
 - ④ 更新を行う必要がある年より以前に、難病指定医の資格の更新を行うことも可能とすること。
- (4) 指定医は、指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「指定医更新申請書」（別紙様式第5号）により、更新の申請を行うこと。
- (5) 都道府県知事は、申請者より「指定医更新申請書」の提出があった場合には、第4の1及び2に準じて、「指定更新通知書」（別紙様式第6号）又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付すること。

第6 指定の取消し等

- (1) 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、都道府県知事は、その指定を取り消さなければならないこと。
- (2) 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができること。
- (3) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定通知書を都道府県知事に返納するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(1)又は(2)により、指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表すること。
- (5) 都道府県知事は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、臨床調査個人票の作成に係る指定医の診断、診断又は治療による公費の請求等が適切に行われているかについて事前に確認を行い、必要に応じて指定医の研修を当該指定医に改めて行わせるなど十分な指導等を行うこと。

第7 指定後における事務取扱い

- (1) 指定医は自らの責任のもと指定通知書を管理することとし、指定通知書の有効期間についても十分注意すること。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、指定医であるものとして行った診断書の作成等の行為は取り消し得るものとなること。
- (2) 指定医は、指定医の辞退をするときは、指定を受けた都道府県知事に、別紙様式第7号により届け出ること。また、指定医が死亡した場合にあっては、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が都道府県知事に届け出るものとする。
- (3) (2)により、辞退又は死亡の届出があったときは、都道府県知事は、その旨を公表すること。
- (4) 指定医は、指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨(き損のときは指定通知書を添付)を都道府県知事に届け出るものとする。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本専門医機構	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本専門医機構	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医

別表 2

都 道 府 県 番 号

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	徳島	36
秋田	05	岐阜	21	香川	37
山形	06	静岡	22	愛媛	38
福島	07	愛知	23	高知	39
茨城	08	三重	24	福岡	40
栃木	09	滋賀	25	佐賀	41
群馬	10	京都	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京都	13	奈良	29	宮崎	45
神奈川県	14	和歌山	30	鹿児島	46
新潟	15	鳥取	31	沖縄	47
富山	16	島根	32		

指定医指定申請書

平成 年 月 日

〇〇〇都道府県知事 殿

医師氏名 印

住 所 〒

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定を受けたいので、同法施行規則第15条の規定により、下記のとおり申請します。

生 年 月 日		明 治 年 月 日 大 正 昭 和 平 成	性 別	男 ・ 女	
医籍登録番号			医 籍 登録年月日	大 正 年 月 日 昭 和 平 成	
申 請 区 分		難 病 指 定 医 ・ 協 力 難 病 指 定 医			
① 又は② を記載 (※)	①	専門医の 資格の名称	専門医の 認定機関		
	②	研 修 の 名 称	研 修 了 日	平成 年 月 日	
※ 上記①又は②の記載要領 ①を記載する場合：専門医資格による難病指定医の申請の場合。 ②を記載する場合：都道府県が実施する指定医の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合。 なお、経過的特例による難病指定医の指定申請を行う場合は、①と②のいずれも記載不要。					
主たる勤務先の 医 療 機 関		医 療 機 関 名			
		所 在 地	〒		
		電 話 番 号			
		担 当 す る 診 療 科			

添付書類

1. 経歴書（様式第2号）
2. 医師免許証の写し
3. 難病指定医の申請の際は、専門医に認定されていることを証明する書類（写し可）
又は難病指定医の研修修了を証明する書類（写し可）
4. 協力難病指定医の申請の際は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類（写し可）
(裏面に続く)

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

経歴書

※5年以上の実務経験があることが分かれば、全ての経歴をご記載いただく必要はありません。

平成 年 月 日現在

フリガナ			性 別	生 年 月 日		
氏 名	印		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	
診断又は治療に 従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名				
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
自 年 月						
至 年 月						
合 計 従 事 期 間		計 年 か月				

指 定 通 知 書

殿

〇〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請に基づき、下記のとおり指定しますので通知します。

指定医氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
連絡先	〒 (電話番号)			
医 籍 登録番号		医 籍 登録年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
指定医の種類	難 病 指 定 医 ・ 協 力 難 病 指 定 医			
指定医番号 (※)				
主 たる 勤務先の 医療機関名		担当する 診療科		
医療機関の 所在地				
指定有効期間				

※ 指定医番号は、都道府県番号、指定医区分及び各都道府県が定める任意の番号を組み合わせたもの
(備考)

- 指定医は、指定から5年ごとに研修の受講と更新申請が必要となります。
- 上記の記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。
- 経過的特例により難病指定医に指定された場合には、平成29年3月31日までの間に指定医の研修を受けることが必要です。当該研修を受けなかった場合には、平成29年4月1日以降はその効力を失うことになります。

* 指定通知の記載事項については、指定要領に定めるもの以外は適宜省略可。

指 定 変 更 届 出 書

〇〇〇都道府県知事 殿

指定医番号

医 師 氏 名 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について、
下記のとおり申請事項の変更があったため届け出ます。

変 更 年 月 日			年 月 日					
変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	指定医氏名						
	☐	連 絡 先	〒 (電話番号)					
	☐	医 登 録 番 号						
	☐	医 登 録 年 月 日	大 正	昭 和	年 月 日			
	☐	主たる勤務先の 医 療 機 関	医療機関名					
所 在 地			〒					
電 話 番 号								
担 当 す る 診 療 科								

(備考)

- 1. 変更のない事項については記載不要。
- 2. 医籍の登録番号及び登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付。

(裏面に続く)

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関の変更等

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

指定医指定更新申請書

平成 年 月 日

〇〇〇都道府県知事 殿

指定医番号

医 師 氏 名 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について更新したいので、下記のとおり申請します。

申請区分		難病指定医		協力難病指定医	
い① ず又 れは か② をの 記載	①	専門医の 資格の名称		専門医の 認定機関	
	②	研 修 の 名 称		研 修 了 日	
変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	指定医氏名			
	☐	連 絡 先	〒 (電話番号)		
	☐	医 籍 登 録 番 号			
	☐	医 籍 登 録 年 月 日	大 正 和 成 昭 平	年	月 日
	☐	主たる勤務先の 医 療 機 関	医療機関名		
			所 在 地	〒	
			電 話 番 号		
			担 当 す る 診 療 科		

添付書類

- 1. 難病指定医の更新申請の際は、専門医に認定されていることを証明する書類（写し可）
又は難病指定医の研修修了を証明する書類（写し可）
- 2. 協力難病指定医の申請の際は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類（写し可）
- 3. 医籍の登録番号及び登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付。

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関の変更等

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

指 定 通 知 書（更新）

殿

〇〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請に基づき、下記のとおり指定を更新しますので通知します。

指定医氏名		生 年 月 日	明 治 大 昭 平 和 成	年 月 日	
連 絡 先	〒 (電話番号)				
医 籍 登 録 番 号			医 籍 登 録 年 月 日	大 昭 平 和 成	年 月 日
指定医の種類	難 病 指 定 医 ・ 協 力 難 病 指 定 医				
指定医番号 (※)					
主 たる 勤 務 先 の 医 療 機 関 名			担 当 す る 診 療 科		
医 療 機 関 の 所 在 地					
指定有効期間					

※ 指定医番号は、都道府県番号、指定医区分及び各都道府県が定める任意の番号を組み合わせたもの

（備考）

- 1. 指定医は、指定から5年ごとに研修の受講と更新申請が必要となります。
- 2. 上記の記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。

* 指定通知の記載事項については、指定要領に定めるもの以外は適宜省略可。

様式第7号

辞 退 届

平成 年 月 日

〇〇〇都道府県知事 殿

指定医番号

医 師 氏 名 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について、下記のとおり指定を辞退します。

指定医氏名			
連 絡 先	〒 (電話番号)		
主たる勤務先の 医 療 機 関	医療機関名		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
	担 当 す る 診 療 科		
辞 退 理 由			

* 辞退届の記載事項については、法令で定めるものはないため、適宜省略可。

○厚生労働省告示第四百四十五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

制定文中「児童福祉法施行規則」を「児童福祉法施行規則」に改める。

表中「小児神経科専門医」を「小児神経専門医」に改め、同表に次のように加える。

日本専門医機構

総合内科専門医

小児科専門医

皮膚科専門医

精神科専門医

- 外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
消化器病専門医
循環器専門医
呼吸器専門医
血液専門医
内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
糖尿病専門医
腎臓専門医
肝臓専門医
アレルギ―専門医
感染症専門医
老年病専門医
神経内科専門医
消化器外科専門医
呼吸器外科専門医
心臓血管外科専門医
小児外科専門医
リウマチ専門医
小児循環器専門医
小児神経専門医
小児血液・がん専門医
周産期専門医
婦人科腫瘍専門医
生殖医療専門医
頭頸部がん専門医
放射線治療専門医
放射線診断専門医
手外科専門医
脊椎脊髄外科専門医
集中治療専門医

健難発 1118 第 2 号
平成 27 年 11 月 18 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

本日、児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 445 号）が告示され、同日から適用されたところである。

このため、標記「小児慢性特定疾病指定医の指定について」（平成 26 年 12 月 11 日付け雇児母発 1211 第 2 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別紙)

新	旧																																																																																
別表 1	別表 1																																																																																
厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格	厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格																																																																																
<table> <tr> <th>認 定 機 関</th><th>専 門 医 の 資 格</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本小児循環器学会</td><td>小児循環器専門医</td></tr> <tr> <td>日本小児神経学会</td><td>小児神経専門医</td></tr> <tr> <td>日本小児血液・がん学会</td><td>小児血液・がん専門医</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本集中治療医学会</td><td>集中治療専門医</td></tr> <tr> <td>日本専門医機構</td><td>総合内科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>小児科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>皮膚科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>精神科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>外科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>整形外科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>産婦人科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>眼科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>耳鼻咽喉科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>泌尿器科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>脳神経外科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>放射線科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>麻酔科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>病理専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>臨床検査専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>救急科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>形成外科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>リハビリテーション科専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>消化器病専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>循環器専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>呼吸器専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>血液専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>糖尿病専門医</td></tr> <tr> <td></td><td>腎臓専門医</td></tr> </table>	認 定 機 関	専 門 医 の 資 格	(略)	(略)	日本小児循環器学会	小児循環器専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	(略)	(略)	日本集中治療医学会	集中治療専門医	日本専門医機構	総合内科専門医		小児科専門医		皮膚科専門医		精神科専門医		外科専門医		整形外科専門医		産婦人科専門医		眼科専門医		耳鼻咽喉科専門医		泌尿器科専門医		脳神経外科専門医		放射線科専門医		麻酔科専門医		病理専門医		臨床検査専門医		救急科専門医		形成外科専門医		リハビリテーション科専門医		消化器病専門医		循環器専門医		呼吸器専門医		血液専門医		内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医		糖尿病専門医		腎臓専門医	<table> <tr> <th>認 定 機 関</th><th>専 門 医 の 資 格</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本小児循環器学会</td><td>小児循環器専門医</td></tr> <tr> <td>日本小児神経学会</td><td>小児神経科専門医</td></tr> <tr> <td>日本小児血液・がん学会</td><td>小児血液・がん専門医</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本集中治療医学会</td><td>集中治療専門医</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </table>	認 定 機 関	専 門 医 の 資 格	(略)	(略)	日本小児循環器学会	小児循環器専門医	日本小児神経学会	小児神経科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	(略)	(略)	日本集中治療医学会	集中治療専門医	(新規)	(新規)
認 定 機 関	専 門 医 の 資 格																																																																																
(略)	(略)																																																																																
日本小児循環器学会	小児循環器専門医																																																																																
日本小児神経学会	小児神経専門医																																																																																
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医																																																																																
(略)	(略)																																																																																
日本集中治療医学会	集中治療専門医																																																																																
日本専門医機構	総合内科専門医																																																																																
	小児科専門医																																																																																
	皮膚科専門医																																																																																
	精神科専門医																																																																																
	外科専門医																																																																																
	整形外科専門医																																																																																
	産婦人科専門医																																																																																
	眼科専門医																																																																																
	耳鼻咽喉科専門医																																																																																
	泌尿器科専門医																																																																																
	脳神経外科専門医																																																																																
	放射線科専門医																																																																																
	麻酔科専門医																																																																																
	病理専門医																																																																																
	臨床検査専門医																																																																																
	救急科専門医																																																																																
	形成外科専門医																																																																																
	リハビリテーション科専門医																																																																																
	消化器病専門医																																																																																
	循環器専門医																																																																																
	呼吸器専門医																																																																																
	血液専門医																																																																																
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医																																																																																
	糖尿病専門医																																																																																
	腎臓専門医																																																																																
認 定 機 関	専 門 医 の 資 格																																																																																
(略)	(略)																																																																																
日本小児循環器学会	小児循環器専門医																																																																																
日本小児神経学会	小児神経科専門医																																																																																
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医																																																																																
(略)	(略)																																																																																
日本集中治療医学会	集中治療専門医																																																																																
(新規)	(新規)																																																																																

新		旧	
認 定 機 関	専 門 医 の 資 格	認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
	<u>肝臓専門医</u>		
	<u>アレルギー専門医</u>		
	<u>感染症専門医</u>		
	<u>老年病専門医</u>		
	<u>神経内科専門医</u>		
	<u>消化器外科専門医</u>		
	<u>呼吸器外科専門医</u>		
	<u>心臓血管外科専門医</u>		
	<u>小児外科専門医</u>		
	<u>リウマチ専門医</u>		
	<u>小児循環器専門医</u>		
	<u>小児神経専門医</u>		
	<u>小児血液・がん専門医</u>		
	<u>周産期専門医</u>		
	<u>婦人科腫瘍専門医</u>		
	<u>生殖医療専門医</u>		
	<u>頭頸部がん専門医</u>		
	<u>放射線治療専門医</u>		
	<u>放射線診断専門医</u>		
	<u>手外科専門医</u>		
	<u>脊椎脊髄外科専門医</u>		
	<u>集中治療専門医</u>		

雇児母発 1211 第 2 号
平成 26 年 12 月 11 日

[改正経過]

第 1 次改正 平成 27 年 11 月 18 日 健難発 1118 第 2 号

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病指定医の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の定める医師）の指定に係る手続きについて、別紙のとおり事務取扱要領を作成したので、これを参考として、小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定及び指定医の指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれては当該指定事務につき遺漏なきよう努めるとともに、医師等の関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定については、法及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

第1 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第7条の13第1項】
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。【規則第7条の13第2項】

第2 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であつて、次のいずれかに該当、かつ、第1の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者としてすること。
 - ① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。【規則第7条の10第1項第1号】
 - ② 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

- 2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとすること。
- (1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいうこと。
- (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとすること。
- ① 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除くこと。
 - ② 1のとおり、臨床研修を受けている期間を含むこと。
 - ③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むこと。
- 3 1の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書（様式2号）の記載内容等を参考に判断すれば足りること。
- なお、実務経験及び1の①又は②の要件を満たしていれば小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断して差し支えないこと。
- 4 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、実際には、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）を実施主体とし、必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする都道府県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。
- また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。
- なお、⑦については、小慢指定医は、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関においてその職務に従事することが多いと考えられることから、研修に盛り込むものである。
- ① 小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。
 - ② 小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。
 - ③ 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。
 - ④ 小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。
 - ⑤ 必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できな

い場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。

- ⑥ 小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ⑦ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げる書類を添付して、勤務地（当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）の都道府県知事等に提出すること。ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を求めなくてもよいこと。【規則第7条の11】

また、複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出が必要であること。

なお、指定申請書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関については、すべて記載すること。

- ① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する「経歴書」（様式2号）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

2 留意事項

- (1) 指定申請書に記載された個人情報については、小慢指定医の指定や規則第7条の17に規定する公表など、小慢指定医制度の運用のためにのみ利用することとし、個人情報保護に十分に留意すること。
- (2) 小慢指定医育成研修の修了後は、速やかに小慢指定医の指定申請を行うことが望ましいため、研修の機会等を活用して早期申請を促すこと。

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

- (1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。【規則第7条の17第1号】

- ① 医師氏名
- ② 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 診療に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

- (2) 指定通知書の記載事項については、以下の①～③のとおりとすること。

- ① 指定通知書に、次のとおり、別表2の都道府県番号2桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号と各都道府県等が定める任意の番号を組み合わせる6桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認できるようにすること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2桁

2桁

1桁

5桁

別表2の都道府県番号 指定医区分 都道府県等別番号 各都道府県等が定める任意の番号

- ② 小慢指定医の指定の有効期間は、5年以内とすること。【規則第7条の12】
- ③ 2の経過的特例による小慢指定医の指定を行う場合には、指定通知書に、平成29年3月31日までの間に小慢指定医育成研修を修了することが必要であり、当該研修を修了しなかった場合には、平成29年4月1日以降はその効力を失うこと及び当該研修の修了後は速やかにその旨を都道府県知事等に届け出ることについて記載すること。
- (3) 各都道府県等において、指定をした指定医の名簿等を作成し管理すること。
- (4) 小慢指定医の指定を受けた医師は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意するものとする。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとなること。
- (5) 小慢指定医が指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは当該指定通知書を添付）を都道府県知事等に届け出るものとするこ

と。

2 小慢指定医の指定の特例（経過的特例）

都道府県知事等は、平成29年3月31日までの間に限り、第2の1の①又は②に掲げる要件を満たしていない医師であっても、その申請に基づき、平成27年1月1日において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに小児慢性特定疾患治療研究事業に係る診断書の作成や治療を行った実績があるなどの経験を有する者を小慢指定医に指定することができることとする。

ただし、当該小慢指定医であることを保持し続けるためには、平成29年3月31日までに小慢指定医育成研修を修了しなければならないものとし、当該研修を平成29年3月31日までに修了しなかった場合には、当該小慢指定医の指定については、平成29年4月1日以降その効力を失うことになること。【児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第122号）附則第2条】

3 小慢指定医の指定の申請の却下

（1）都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第7条の10に規定する要件（第2の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しないこと。

また、都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第2の1①又は②）を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができること。

（2）都道府県知事等は、規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができること。

（3）都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請を行った医師に交付すること。

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

（1）小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」（様

式4号)に指定通知書を添えて、その指定をした都道府県知事等に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた都道府県知事等は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

①氏名

②居住地

③連絡先

④医籍の登録番号及び登録年月日

⑤担当する診療科名

⑥医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

(2) 都道府県知事等は、(1)の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表すること。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表すること。【規則第7条の17第2号】

第6 小慢指定医の指定の更新

1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」(様式5号)により、更新の申請を行うこと。

2 都道府県知事等は、申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、第4の1及び3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書(新規・更新)」(様式3号)又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付すること。

3 第2の1の①の要件(専門医要件)で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてよいこと。

第7 小慢指定医の指定の辞退等

1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、指定を受けた都道府県知事等に、「辞退届」(様式7号)により届け出ること。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があること。【規則第7条の

15】

- 2 1により、辞退の届出があったときは、都道府県知事等は、その旨を公表すること。【規則第7条の17第3号】

第8 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事等は、その指定を取り消すことができること。【規則第7条の16】

なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当するものとして取り扱ってよいこと。

- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を都道府県知事等に返納するものとする。
- 3 都道府県知事等は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表すること。【第7条の17第4号】
- 4 都道府県知事等は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、医療意見書の作成に係る診断等が適切に行われているかについて確認を行い、必要に応じて小慢指定医育成研修を改めて受講させるなど十分な指導等を行うこと。

第9 その他

本事務取扱要領に係る各種様式の例は別紙様式のとおりとするが、これは参考様式とすること。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本専門医機構	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本専門医機構	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医

別表 2

都 道 府 県 番 号

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北 海 道	0 1	石 川	1 7	岡 山	3 3
青 森	0 2	福 井	1 8	広 島	3 4
岩 手	0 3	山 梨	1 9	山 口	3 5
宮 城	0 4	長 野	2 0	徳 島	3 6
秋 田	0 5	岐 阜	2 1	香 川	3 7
山 形	0 6	静 岡	2 2	愛 媛	3 8
福 島	0 7	愛 知	2 3	高 知	3 9
茨 城	0 8	三 重	2 4	福 岡	4 0
栃 木	0 9	滋 賀	2 5	佐 賀	4 1
群 馬	1 0	京 都	2 6	長 崎	4 2
埼 玉	1 1	大 阪	2 7	熊 本	4 3
千 葉	1 2	兵 庫	2 8	大 分	4 4
東 京	1 3	奈 良	2 9	宮 崎	4 5
神 奈 川	1 4	和 歌 山	3 0	鹿 児 島	4 6
新 潟	1 5	鳥 取	3 1	沖 縄	4 7
富 山	1 6	島 根	3 2		

(参考)

都道府県番号（2桁）	指定区分（2桁）	管理番号（6桁）
1～47	01 専門医 02 研修	最初1桁 都道府県～中核市区別 後5桁 管理用番号1～99999

自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号
北海道	01	01 or 02	1 00001～99999
札幌市	01	01 or 02	2 00001～99999
旭川市	01	01 or 02	3 00001～99999
函館市	01	01 or 02	4 00001～99999
青森県	02	01 or 02	1 00001～99999
青森市	02	01 or 02	2 00001～99999
岩手県	03	01 or 02	1 00001～99999
盛岡市	03	01 or 02	2 00001～99999
宮城県	04	01 or 02	1 00001～99999
仙台市	04	01 or 02	2 00001～99999
秋田県	05	01 or 02	1 00001～99999
秋田市	05	01 or 02	2 00001～99999
山形県	06	01 or 02	1 00001～99999
福島県	07	01 or 02	1 00001～99999
郡山市	07	01 or 02	2 00001～99999
いわき市	07	01 or 02	3 00001～99999
茨城県	08	01 or 02	1 00001～99999
栃木県	09	01 or 02	1 00001～99999
宇都宮市	09	01 or 02	2 00001～99999
群馬県	10	01 or 02	1 00001～99999
前橋市	10	01 or 02	2 00001～99999
高崎市	10	01 or 02	3 00001～99999
埼玉県	11	01 or 02	1 00001～99999
さいたま市	11	01 or 02	2 00001～99999
川越市	11	01 or 02	3 00001～99999
越谷市	11	01 or 02	4 00001～99999
千葉県	12	01 or 02	1 00001～99999
千葉市	12	01 or 02	2 00001～99999

船橋市	12	01 or 02	3	00001～99999
柏市	12	01 or 02	4	00001～99999
東京都	13	01 or 02	1	00001～99999
八王子市	13	01 or 02	2	00001～99999
神奈川県	14	01 or 02	1	00001～99999
横浜市	14	01 or 02	2	00001～99999
川崎市	14	01 or 02	3	00001～99999
相模原市	14	01 or 02	4	00001～99999
横須賀市	14	01 or 02	5	00001～99999
新潟県	15	01 or 02	1	00001～99999
新潟市	15	01 or 02	2	00001～99999
富山県	16	01 or 02	1	00001～99999
富山市	16	01 or 02	2	00001～99999
石川県	17	01 or 02	1	00001～99999
金沢市	17	01 or 02	2	00001～99999
福井県	18	01 or 02	1	00001～99999
山梨県	19	01 or 02	1	00001～99999
長野県	20	01 or 02	1	00001～99999
長野市	20	01 or 02	2	00001～99999
岐阜県	21	01 or 02	1	00001～99999
岐阜市	21	01 or 02	2	00001～99999
静岡県	22	01 or 02	1	00001～99999
静岡市	22	01 or 02	2	00001～99999
浜松市	22	01 or 02	3	00001～99999
愛知県	23	01 or 02	1	00001～99999
名古屋市	23	01 or 02	2	00001～99999
豊田市	23	01 or 02	3	00001～99999
豊橋市	23	01 or 02	4	00001～99999
岡崎市	23	01 or 02	5	00001～99999
三重県	24	01 or 02	1	00001～99999
滋賀県	25	01 or 02	1	00001～99999
大津市	25	01 or 02	2	00001～99999
京都府	26	01 or 02	1	00001～99999
京都市	26	01 or 02	2	00001～99999
大阪府	27	01 or 02	1	00001～99999

大阪市	27	01 or 02	2	00001～99999
堺市	27	01 or 02	3	00001～99999
高槻市	27	01 or 02	4	00001～99999
東大阪市	27	01 or 02	5	00001～99999
豊中市	27	01 or 02	6	00001～99999
枚方市	27	01 or 02	7	00001～99999
兵庫県	28	01 or 02	1	00001～99999
神戸市	28	01 or 02	2	00001～99999
姫路市	28	01 or 02	3	00001～99999
西宮市	28	01 or 02	4	00001～99999
尼崎市	28	01 or 02	5	00001～99999
奈良県	29	01 or 02	1	00001～99999
奈良市	29	01 or 02	2	00001～99999
和歌山県	30	01 or 02	1	00001～99999
和歌山市	30	01 or 02	2	00001～99999
鳥取県	31	01 or 02	1	00001～99999
島根県	32	01 or 02	1	00001～99999
岡山県	33	01 or 02	1	00001～99999
岡山市	33	01 or 02	2	00001～99999
倉敷市	33	01 or 02	3	00001～99999
広島県	34	01 or 02	1	00001～99999
広島市	34	01 or 02	2	00001～99999
福山市	34	01 or 02	3	00001～99999
山口県	35	01 or 02	1	00001～99999
下関市	35	01 or 02	2	00001～99999
徳島県	36	01 or 02	1	00001～99999
香川県	37	01 or 02	1	00001～99999
高松市	37	01 or 02	2	00001～99999
愛媛県	38	01 or 02	1	00001～99999
松山市	38	01 or 02	2	00001～99999
高知県	39	01 or 02	1	00001～99999
高知市	39	01 or 02	2	00001～99999
福岡県	40	01 or 02	1	00001～99999
北九州市	40	01 or 02	2	00001～99999
福岡市	40	01 or 02	3	00001～99999

久留米市	40	01 or 02	4	00001～99999
佐賀県	41	01 or 02	1	00001～99999
長崎県	42	01 or 02	1	00001～99999
長崎市	42	01 or 02	2	00001～99999
熊本県	43	01 or 02	1	00001～99999
熊本市	43	01 or 02	2	00001～99999
大分県	44	01 or 02	1	00001～99999
大分市	44	01 or 02	2	00001～99999
宮崎県	45	01 or 02	1	00001～99999
宮崎市	45	01 or 02	2	00001～99999
鹿児島県	46	01 or 02	1	00001～99999
鹿児島市	46	01 or 02	2	00001～99999
沖縄県	47	01 or 02	1	00001～99999
那覇市	47	01 or 02	2	00001～99999

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 指 定 申 請 書

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

氏 名 印

〒
住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生 年 月 日	大 正 年 月 日 昭 和 平 成	性 別	男 ・ 女	
医籍登録番号		医 籍 登 録 年 月 日	大 正 年 月 日 昭 和 平 成	
記載 い① ず又 れは か② をの	① 専門医の 名 称	専門医の 認定機関	専門医の有効期間	平成 年 月 日迄
	② 研 修 の 名 称		研 修 了 日	平成 年 月 日
※上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。				
主 たる 勤 務 先 の 医 療 機 関 (※)	医 療 機 関 名			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号			
	担 当 す る 診 療 科			

※小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

1. 経歴書（様式2号）
2. 医師免許証の写し
3. 専門医に認定されていることを証明する書面の写し又は指定医育成研修の修了を証明する書面の写し

（裏面に続く）

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。（申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。）

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

経歴書

※5年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。

平成 年 月 日現在

フリガナ			性別	生 年 月 日	
氏 名	印		男 ・ 女	大 正 昭 和 平 成	年 月 日
診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名			
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
合 計 期 間		計 年 か月			

番
号
平成 年 月 日小児慢性特定疾病指定医指定通知書
(新規 ・ 更新)

殿

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長
〇〇 〇〇 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請に基づき指定しましたので通知します。

氏 名		指定医番号		
医 籍 登録番号		医 籍 登録年月日	大 正 昭 和 平 成	年 月 日
医療意見書を作成 する主たる 勤務先の 医療機関名			担 当 す る 診 療 科	
医 療 機 関 の 所 在 地				
指定有効期間				

(備考)

1. 指定から5年ごとに更新申請が必要となります。
2. 上記の記載事項及び連絡先（住所及び電話番号）に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。
3. 経過的特例により指定医の指定を受けた場合には、平成29年3月31日までの間に指定医育成研修を修了することが必要です。当該研修を受けなかった場合には、平成29年4月1日以降はその効力を失うことになります。
また、指定医育成研修を修了した旨を速やかに届け出てください。

小児慢性特定疾病指定医変更届出書

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

指定医番号

氏 名 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、以下の事項について変更があったため児童福祉法施行規則第7条の14に基づき届け出ます。

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連 絡 先	〒 (電話番号)	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	平 成 年 月 日	
	☐	主 勤 医 た 務 療 る 先 機 関	医療機関名	
			所 在 地	〒
			電 話 番 号	
			担 当 す る 診 療 科	

上記の変更のあった年月日 年 月 日

(備考)

1. 変更のない事項については記載不要。
2. 医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付
(裏面に続く)

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関がに変更があれば記載してください。(申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。)

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 更 新 申 請 書

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

指定医番号

氏 名 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について更新したいので、児童福祉法施行規則第7条の12の規定に基づき申請します。

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連 絡 先	〒	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	平成 年 月 日	
	☐	主 勤 医 た 務 療 先 機 関 の 関	医療機関名	
			所 在 地	〒
			電 話 番 号	
			担 当 す る 診 療 科	

添付書類

1. 小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し

(裏面に続く)

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関がに変更があれば記載してください。(申請先の都道府県、指定都市又は中核市に所在する医療機関に限る。)

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

様式 6 号

辞 退 届

平成 年 月 日

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

指定医番号

氏 名 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、
児童福祉法施行規則第7条の15の規定に基づき指定を辞退します。

辞 退 理 由	
---------	--